

新入生の皆様

充実した学生生活のために

法政大学 学生センター

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

本紙では、身近に起こりうるトラブルを回避し、充実した学生生活を送るために、大学から新入生のみなさんにお伝えしたいポイントを簡単にまとめておきます(詳細は大学で配布している『学生手帳』を参照してください)。

マナー

みなさんは法政大学の学生として、社会的にも認知される機会が多くなると思います。学内だけでなく、学外でも、大学の近隣に住む方など多くの方から見られていることを自覚し、法政大学の学生として模範となる振る舞いをお願いします。特に、

- ・ 通学時のマナー（歩道に広がらない／ながらスマホをしない（歩行中・自転車乗車中）
／騒がない／席を譲る）
- ・ 喫煙マナー（建物内全面禁煙・指定喫煙場所のみ喫煙可能/指定喫煙場所への椅子持ち込み禁止／路上喫煙禁止）
- ・ ゴミの分別（大学内の分別ルールに従って指定のゴミ箱に捨てる）
- ・ 食器放置禁止（食後の食器は食堂内の所定場所に返却する）

等のルールとマナーを守りましょう。

個人情報

大学の内外には、学生の携帯電話番号やメールアドレスを聞き出して悪用する者がおり、多くのトラブルが報告されています。安易に個人情報を教えるのは危険ですので、注意してください。特に、SNS等への学生証の画像のアップロードはトラブルに巻き込まれたり、悪用されたりする可能性があるため安易にアップロードをしないでください。

大学では個人のプライバシーを保護するために、外部からの個人情報の問い合わせには一切応じていません。

また、未成年の学生が学生証を偽造し、大学周辺の居酒屋で提示しているという苦情が相次いでいます。学生証の偽造は、「私文書偽造」という犯罪行為です。法律で罰せられる可能性がありますので絶対にやめましょう。

インターネット

インターネットは日常生活を送るうえで欠かせませんが、ちょっとした不注意により思わ

ぬトラブルを招くことがあります。例えば、インターネット上に軽率な内容の文章や写真などを掲載したために非難が集中（炎上）した、などの事例があります。インターネットは現実社会とつながっています。「他人のプライバシーを侵害しない」「法律やモラルに反する行為を行わない」「パソコン等のセキュリティ対策をとる」などのルールやマナーを守りましょう。特に Twitter や LINE などを利用するときは、設定を確認するとともに個人情報に十分に注意してください。

飲酒

未成年者の飲酒は法律により禁止されています。未成年の方は他人からお酒を勧められても「自分は飲めません」と断る勇気を持ってください。また未成年者に飲酒を勧める行為は犯罪です。実際に、大学生の飲酒による死亡事故が多く発生しています。法政大学から絶対に飲酒事故を発生させないように、強く訴えます。

なお、各キャンパスともキャンパス内は原則として飲酒禁止です。例外的に飲酒を伴う懇親会等の開催については各キャンパスで定めるルールに従ってください。

薬物乱用防止

違法薬物や危険ドラッグなどが蔓延しています。薬物の違法性や身体への重大な影響がないがしろにされ、「おもしろそう」といった軽い好奇心、「友達もやっているから」といった仲間意識、「気分がすっきりする」といった誤った情報で薬物に手を出し、気がつけば取り返しのつかない状況となってしまいます。正しい知識を持つこと、「薬物に手を出さない」という毅然とした態度を堅持することが薬物追放の第一歩です。

違法薬物・危険ドラッグは1度の使用でも脳や神経に重大な損傷を与えます。さらに「一度だけ」のつもりであっても、すぐに常習化し、健康のみではなく生活・人生も破壊していきます。そして何よりも法律で禁じられている重大な犯罪行為であり、刑事罰の対象になります。

学外組織による勧誘

「カルト宗教」と呼ばれる組織や、「過激派」と呼ばれる政治セクトなど、法政大学と関係の無い組織・団体から執拗な勧誘を受けているという相談が寄せられています。こうした組織・団体から声をかけられて連絡先を教えたため、電話やメールによる強圧的な勧誘を繰り返し受けることになり、さらには自宅にまで構成員が押しかけてきた、といった事例も報告されています。個人情報の提供に留意するとともに、おかしいと感じたら学生センターに相談してください。なお、法政大学が認める「学生自治会」は存在しません。

マルチ商法

「FX や先物取引に関わる会員制投資ソフト（USB）を買いませんか。」等と持ち掛けられて、マルチ商法の勧誘を受け、学生ローンで借金をして 40～50 万円という高額な金額の契

約をしてしまったという相談が学生センターに多数寄せられています。しかし、そのようなソフトを購入しても投資自体がうまくいかないだけでなく、長時間の投資行為を必要とする為使い物にならない、そもそも投資する為の元手が無い等の理由で、結局ソフトの購入代金が損失となり、多額の借金を抱えてしまうというケースが殆どです。その結果、友人を紹介することで得られる5万円のキックバック欲しさに、言葉巧みに大事な友人を同じ苦境に追い込んでいくこととなります。

また、効率的な副業を紹介するとして、団体への参加を誘われたという相談も受けています。14万円前後という高額な入会金、友人を紹介した際のキックバック等、その仕組みはよく似ています。

法政大学ではそのような営業・勧誘行為は大学内での人間関係を破壊し、健全な大学生活を損なうものとして厳しく禁止しています。また、他大学の学生の保護者から「法政大学の学生から勧誘を受けた。」という苦情も寄せられていますので、このような行為には絶対に加担しないでください。

盗難

教室・体育館・図書館・食堂・フリースペースなどで、盗難がしばしば発生しています。「カバンを置いたまま席を離れる」「更衣室のロッカーの鍵をかけ忘れる」といったちょっとした隙に、貴重品のみが抜き取られるケースが多く見られます。貴重品は常に携帯し、持ち物は放置しないように注意してください。

旅行

国内・国外を問わず、学生だけの旅行や合宿、現地ボランティアなどの機会も増えてくると思います。学生時代にしかできない貴重な体験を得られることも多いのですが、一方で事件・事故や金銭のトラブルに巻き込まれることも少なくありません。自分の身を守るためにも、以下のことを必ず遵守してください。

- ・旅行保険に加入する。
- ・きちんと家族に説明し、家族の了解を得ておく。常に家族と連絡がとれるようにし、家族に大学の関連部局、部・サークル関係者の連絡先を伝えておく。
- ・特に海外の場合は、外務省の渡航情報に注意し、危険地帯には絶対に近づかない。また危険地帯でなくても、一人だけでは行かない。

通学

①通学定期券

「通学定期乗車券」は、通学を目的として、学生住所の自宅最寄駅から所属キャンパスの最寄駅までの区間に限り購入できます。鉄道を利用する場合、法政大学では、学生証が「通学証明書」を兼ねています。学生証の裏面シールに「現住所」「通学区間」を記入の上、各鉄道会社窓口で購入してください。また、多摩キャンパスでは鉄道最寄駅とキャンパス間の路線バスについて、通常料金よりも割安な法大生専用バス定期券と回数券を販売しています。

ぜひご利用ください。なお、通学区間外の定期乗車券を購入することや、期限切れの定期券を使用することは不正行為であり、処罰の対象となります。正しい購入手続き、使用をお願いします。

②自動車・バイク通学の禁止／自転車駐輪場の利用

各キャンパスとも、構内への自動車・バイクの乗り入れは禁止しています。また、大学周辺の路上駐車・駐輪、大学近隣の商業施設や公園等施設内での駐車・駐輪は絶対にやめてください。なお、通学用の自転車専用駐輪場は各キャンパスに設置されています（市ヶ谷・小金井は登録制）。多摩のみバイクの駐輪場もあります。詳細は学生手帳にて確認してください。

豊かな学生生活を送るために

①サークル活動

「大学に入学したらサークルに加入して学生生活を充実させたい」、と考える学生が多いと思います。

法政大学におけるサークル団体は、一定の要件をクリアし、大学が承認する「登録団体」と、大学には特に届け出をせず任意で活動する「未登録団体」に大別されます。

「登録団体」は、専任教職員の顧問がおり、構成メンバー、活動内容などを大学に提出し、大学の資格審査を経て登録団体として承認された学生団体です。登録団体は所定のルールに基づき学生施設を利用することができます。登録団体の一覧は大学ホームページや学生手帳で確認することができます。

②国の修学支援新制度・奨学金

法政大学では「国の修学支援新制度（授業料・入学金減免＋給付型奨学金）」、「法政大学独自の奨学金」、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金」、「民間の奨学財団・地方公共団体の奨学金」を取り扱っています。これらに関する情報は、大学 HP の奨学金ページ（<https://www.hosei.ac.jp/campuslife/shogaku/>）を確認してください。不明な点は学生センター（厚生課・多摩/小金井学生生活課）にお問い合わせください。



奨学金ページ

③法政大学が紹介するアルバイト

法政大学の学生向けに紹介されているアルバイトは、全て「学生アルバイト情報ネットワーク」に登録されています。これは携帯電話やパソコンから、いつでもどこでも情報検索ができるシステムで、無料で利用できます。



バイトネット (<https://www.aines.net/hosei>)

以上

【連絡先】

市ヶ谷学生生活課	03-3264-9475・9476
厚生課	03-3264-9486
多摩学生生活課	042-783-2152・2153
小金井学生生活課	042-387-6011・6042